

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働二一四)
- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同二二五)
- 押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令 (経済産業九二)

〔告 示〕

- 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件 (厚生労働四〇二)
- 押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係告示の一部を改正する告示 (経済産業二六九)

三

四

三

一

省 令

〔略〕

○厚生労働省令第二百四十四号 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第六号並びに第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日 厚生労働大臣 田村 憲久

雇用保険法施行規則（昭和五十一年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
第十五条の四の三 第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して十三月が経過する日の属する月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	(略)	第十五条の四の三 第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から起算して十一月が経過する日の属する月の末日までの間にあり、かつ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（次項及び第九項において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。	(略)

附 則	改 正 後	附 則	改 正 前
3 新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者解雇を予告された被保険者等」とあるのは、「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年を	3 新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者解雇を予告された被保険者等」とあるのは、「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）とあるのは、「当	3 新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者解雇を予告された被保険者等」とあるのは、「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）とあるのは、「当	3 新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者解雇を予告された被保険者等」とあるのは、「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）とあるのは、「当